万国の労働者団結せよ！　万国の労働者と被抑圧民族団結せよ！

（毎月２回１日・15日発行）1969年12月20日第３種郵便物認可

2015-7-1
No.961
250円

思想運動

活動家集団 思想運動
発行・小川町企画　〒113-0033 東京都文京区本郷３の38の10さかえビル２階　☎03・3818・6671 FAX03・3818・3199（郵便振替）00190-0-758235
小川町企画・関西連絡先 ☎080・4700・6461
HP http://www.shiso-undo.jp/
購読料：年間6,000円　半年3,000円（送料共）

百田と自民議員の言論封殺暴言糾弾（関連記事三面）

「戦争国家化を目指す安倍政権を打倒しよう！」（「戦争への道をゆるさない６・23東京集会」には2500人の労働者・市民が結集した。撮影＝Shinya）

安倍政権の労働法制改悪と闘おう！

労働者派遣法「改正」案を参議院で廃案に

採決の委員会を数十人が立って傍聴

厚労省による条文ミスや衆院解散で、昨年二度にわたり廃案となった労働者派遣法「改正」案が、六月十九日の午前中に衆議院厚生労働委員会で採決、午後には衆議院本会議に緊急上程され、与党の賛成多数で可決した。

わたしはこの衆院厚生労働委員会を、労働法制改悪反対の取り組みとして傍聴した。六〇席ほどある傍聴席は報道陣のほか派遣労働者や労働組合員らが詰めかけて満席、わたしを含め数十人が立ったままでの審議傍聴だった。質疑応答の中で安倍首相は、「今回の改正案は、派遣労働の道を選ぶ人には待遇を改善し、正社員の道を希望する人には道を開いていくためのものだ」と現実を無視した空理空論を繰り返した。安倍が退席した後、議場では予定されていたかのように「改正」案の採決に移った。わたしは（多くの傍聴者も）、採決に際しては委員長席辺りで与野党委員による「攻防戦」があるのではと緊張しながら見守っていたのだが、さしたる混乱もなく労働者派遣法「改正」案が採択・成立してしまった。十八日の厚生労働委員会の理事懇談会で与野党が、「改正」案を十九日の委員会で採決することに合意していたとは言え、落胆の溜息が傍聴席に流れた。

生涯派遣と正社員の置き換えが狙い

労働者派遣法は、賃金の中間搾取などを防ぐため「労働者供給事業」を禁じていた職業安定法の例外として一九八五年に制定され、一九八六年七月に施行された。派遣対象業務は最初は「専門性の高い一三の業務」のみ（ポジティブリスト）であったが、一九九六年には「二六の業務」に拡大、一九九九年には除外業務以外は派遣が原則自由化となる（ネガティブリスト）。二〇〇三年には製造業への派遣が解禁になった。現行の労働者派遣法は、企業が同じ職場で派遣労働者を受け入れることができる期間を原則一年、最長三年（通訳など専門二六業務は無期限）と定めている。

派遣労働者の首を斬る「改正」案

これに対し、衆議院を通過し参議院に送られた派遣法「改正」案は専門二六業務の無制限を廃止し、派遣期間の上限を一律に三年に設定している。現行では三年を超えて同一の仕事で派遣労働者を使うことはできないが、「改正」案では、労働組合などの意見を聞けば（同意は必要ない）派遣労働者の人を替えることで、同じ仕事で派遣労働者を三年以上何年でも使い続けることが可能になる。三年目を迎えると、現行制度では派遣先企業を離れなければならない派遣労働者でも、同じ派遣先企業の部署を替えることにより、さらに三年働かせることができる。

すなわち、これまで「派遣」は臨時的、一時的な仕事を担う例外的な働き方と位置付けられ、「業務ごと」に三年（専門二六業務は無期限）という上限を設けていたが、「改正」案では「派遣労働者ごと（専門二六業務でも）」に最高三年に変更された。派遣労働で行なう業務が固定化することになり企業は人を代えれば派遣をずっと受け入れられるようになる。また現行制度では受入期間の制限があるために派遣労働者を使ってこなかった企業も、期間制限が大幅に緩和されれば、正社員を派遣労働に置き換える企業が増えることは確実だろう。そして、現行では上限無制限である専門二六業務の派遣労働者（一二六万人の総派遣労働者数の約四〇％で四九万人）にも新たに三年ごとに仕事を失う不安定な働き方を強要することになる。十九日の委員会質疑では、野党議員が「改正によって派遣労働者を路頭に迷わすことはないかどうか」の質問に、安倍も塩崎厚労相も返答できないでいた。

わたしが委員会室に通ずる廊下で傍聴の順番を待っていた時、どこかの記者らしき人が派遣労働者にインタビューをしていた。その派遣労働者は、ハンカチで涙を拭きながら応じていた。安倍と塩崎は生身の派遣労働者に、「改正」案に道理があると説明できるのか。できるとは到底思われない。

同一労働同一賃金推進法は骨抜きに

派遣労働者法「改正」案に関連して、昨年十一月に維新・民主・生活・みんなの野党四党が、正規雇用か非正規かにかかわらず、同じ仕事であれば同じ賃金を支払うことなどを決める法律を、一年以内に作るなどとした「労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案」（通称「同一労働同一賃金推進法案」）を衆院に提出していた。派遣労働者たちに淡い期待をいだかせた「同一労働同一賃金推進法案」だった。しかし、今年六月に入って維新は共同提案の民主などになんの説明もなく与党側と共同で法案を修正した。「一年以内」に法律をつくるとしていた部分を「三年以内」に先延ばしした上で、必ずしも法律をつくる必要もなくした。さらには、「均等の実現を図る」としていた内容を、「待遇の均等及び均衡の実現」に変更した。この維新の対応は、「同一労働同一賃金推進法案」を骨抜きにするとともに労働者派遣法「改正」案の衆議院通過への協力となった。

次は残業代ゼロ法案と解雇の金銭解決

今回の労働者派遣法「改正」案は、第二次安倍内閣が昨年六月に閣議決定した「日本再興戦略改訂2014＝新成長戦略」に盛り込まれた労働法制改悪の一環である。安倍政権は、今年一八九回通常国会において大別して三つの労働法制に関わる法案を提出している。第一がこの「改正」労働者派遣法案である。二番目が「八時間労働制」の破壊を目論む「改正」労働基準法案で、その内容は①「高度プロフェッショナル制度（ホワイトカラー・エグゼンプション制度の改称・残業代ゼロ法案）」、②裁量労働法制の拡大（営業職も対象にするなど）。三番目が「新法」女性活用推進法案で、大企業に管理職の数値目標を出させるものだ。安倍が言う「指導的な地位に着く人の三割を女性に」とは、同時に「女性労働者の七割が非正規労働者として低賃金で無権利な労働を強いられる」ことである。

安倍政権は〝戦争法案の成立を確実にするため〟に国会を九月末までの九五日間（戦後最長）延長することを六月二十二日に決定した。これでは通常国会の期間に定めがないに等しく、労働者・人民を愚弄するものだ。安倍は、戦争法案と一緒に労働法制の改悪を強行する考えだ。労働者派遣法「改正」案は衆議院を通過したが、参議院での闘いで三度目の廃案に追い込まなければならない。労働者派遣法「改正」案を廃案にする闘いは、後に続く「八時間労働制破壊」を許さない闘い、そして「解雇の金銭解決制度の導入」を阻止する闘いと一体となった闘いだ。

ナショナルセンターの枠を越えて

安倍の「岩盤規制」破壊政策＝労働法制改悪を阻止するには、労働組合は本腰を入れて闘わねばならない。基本はまず職場だ。職場で、会社で、派遣労働と非正規職労働の導入に反対しよう。すでに導入されていたら、人数拡大に反対するとともに派遣労働者と非正規職労働者と共に正社員化と待遇改善に取り組もう。ナショナルセンターの枠を越えて共同闘争を前進させよう。全労連、全労協、ＭＩＣ（日本マスコミ文化情報労組会議）などでつくる「安倍政権の雇用破壊に反対する共同アクション」が二〇一三年十月に結成され、国会前での共同行動などを続けている。連合も労働者派遣法「改正」案や労働時間法制「改正」に反対し、国会前で「雇用共同アクション」と隣合わせる場面も多くなっている。今年五月十四日には東京・日比谷野音において労働時間法制と労働者派遣法改革に反対する集会が日本労働弁護団などの主催で開かれ、連合、全労連、全労協、中立系などナショナルセンターの枠を越えて労働組合が参加した。

労働法制改悪反対の取り組みは、労働基準法の各条項を守る取り組みであり、勤労人民の生存権と勤労権、労働者の団結権・団体交渉権・団体行動権（争議権）を定めた憲法を守る取り組みでもある。その意味で戦争法案廃案の闘いと通底している。

労働者・労働組合は当面する参議院での労働者派遣法「改正」案を廃案にする闘いと、衆議院で審議が始まる「改正」労働基準法案に反対する闘いに全力を上げて取り組もう。

【田沼久男】

●今号のおもな内容

戦争への道をゆるさない６・23東京集会ルポ……2面
「百田と自民党議員の言論弾圧発言糾弾」声明…3面
「目の丸・君が代」再雇用拒否訴訟勝利（永井栄俊）…4面
ＪＰ労組第八回全国大会に向けられた訴え……5面
〈投稿〉統一自治体選挙を闘って（嶋崎英治）…6面
〈映画〉『戦場ぬ止み』『沖縄 うりずんの雨』…8面